

(資料4)

# 新たな遺伝子組換え表示制度に係る 内閣府令一部改正案の考え方

平成30年10月10日

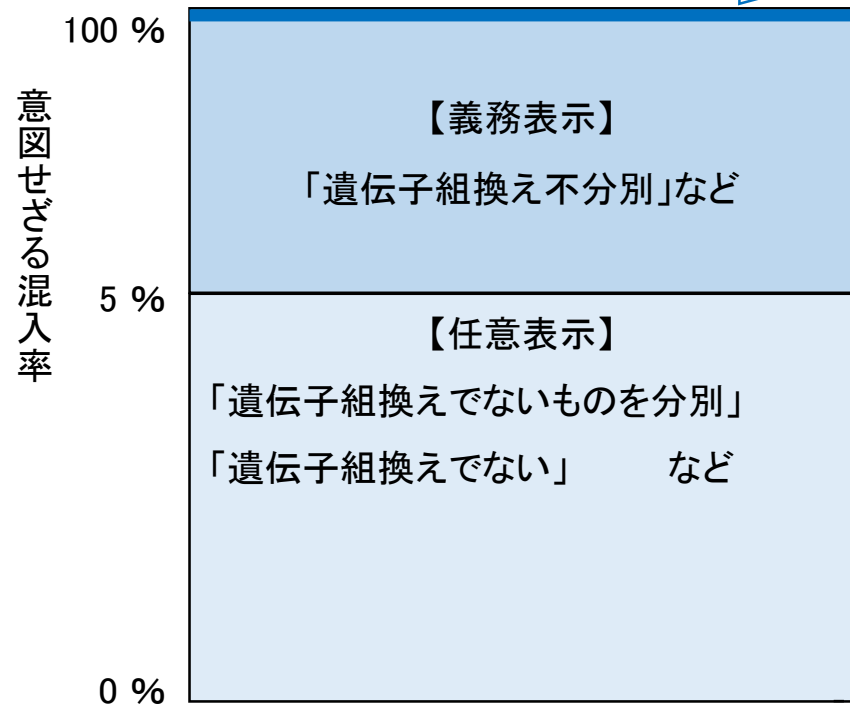
消費者庁

# 遺伝子組換え表示制度改正案の概要

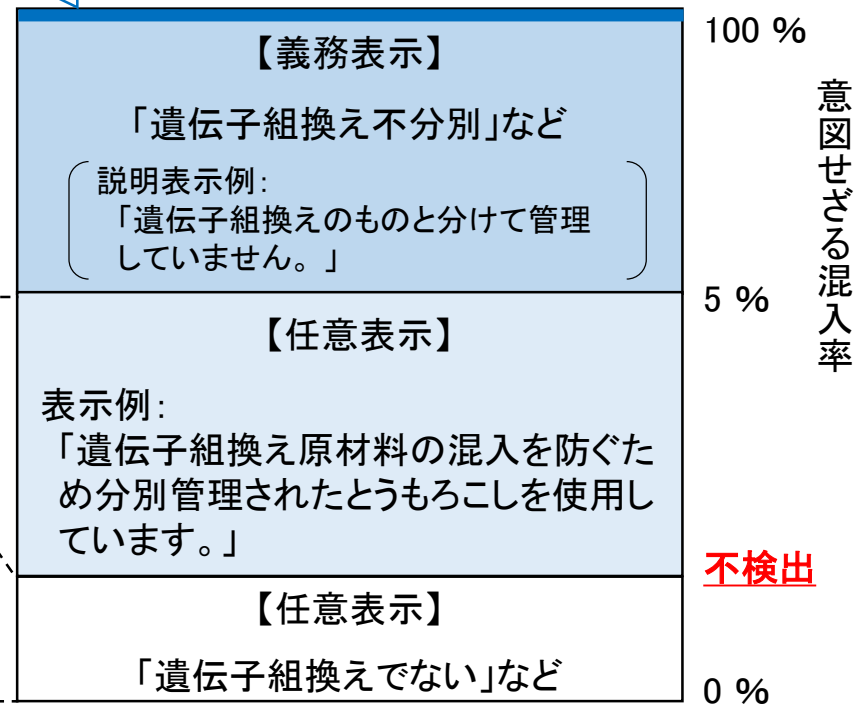
「遺伝子組換え表示制度に関する検討会報告書」(平成30年3月28日遺伝子組換え表示制度に関する検討会)を踏まえ、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)に規定されている遺伝子組換えに関する任意表示の制度を改正し、

- ① 分別生産流通管理を実施し、遺伝子組換え農産物の混入を5%以下に抑えているものについては、適切に分別生産流通管理している旨、事実を即した表示を、
- ② さらに、遺伝子組換え農産物が不検出の場合には「遺伝子組換えでない」旨の表示を認めることとする。

## <現行の表示制度>



## <改正案>



(注)「遺伝子組換え」表示及び任意表示については、事業者が分別生産流通管理を行っていることが前提。

# 遺伝子組換え表示制度改正に係る表示切替期間の考え方

- 新旧遺伝子組換え表示の並存による混乱を避けるため、改正食品表示基準は、公布後、表示切替のための準備期間を経てから施行することとする。
- この準備期間は、事業者の実行可能性や消費者への周知活動を十分に実施する観点から、平成35年3月31日までとする。
- 平成35年4月1日以降に製造・加工・輸入されるものについては、新たな遺伝子組換え表示制度に基づく表示としなければならないこととする。

## 表示切替に要する作業(例)

### 【商品規格の検討】

表示の方針を決め、原料調達方法の変更の要否を検討

※ 制度の詳細が明らかになってからでなければ検討が開始できない場合もある。

### 【商品規格の説明】

商品規格に変更がある場合、社内に限らず、取引先等に対して説明を行う。

※ 説明に用いる書式は取引先ごとに異なるため、書類作成にも時間を要する。  
また、業務用食品の場合、最終の表示上には表れないとしても、遺伝子組換えに係る情報を取引先から求められることが多い。

### 【表示の検討】

商品規格に基づき、表示の内容・デザインを検討

### 【包材の発注・印刷】

決定した包材の発注や印刷を行う。

切替作業に要するトータルの期間は個々の表示により異なるが、表示の検討には3～4か月、包材の発注・印刷には2～3か月を要することが多い。

## 表示切替期間の検討に当たって考慮すべき事情

- ・ 遺伝子組換えに係る情報を表示しているアイテムを1,000以上有する事業者が存在すること。
- ・ 大手の事業者であっても、一月に検討できる表示数は限られること(例えば、100アイテム程度)。
- ・ 中小事業者は包材のコストを抑えるため、大ロットで発注することが多く包材の消費に3～5年を要する場合もあること。
- ・ 賞味期限が長い食品があること(例えば、一般用の缶詰の賞味期限は3年)。
- ・ 印刷業者は、遺伝子組換え表示に係る制度変更にかかわらず、定期的なデザイン変更や新規商品の包材作成にも対応する必要があること。